

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：千葉県
農業委員会名：成田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,856
自給的農家数	465
販売農家数	1,392
主業農家数	404
準主業農家数	190
副業的農家数	798

	農業者数(人)
農業就業者数	2,097
女性	861
40代以下	94

※ 2020農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	283
基本構想水準到達者	139
認定新規就農者	11
農業参入法人	22
集落営農経営	5
特定農業団体	0
集落営農組織	5

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計
耕地面積	3,840	2,680				6,560
経営耕地面積	3,067	1,382	1,354	28		4,477
遊休農地面積	356	480				836
農地台帳面積	4,346	3,277				7,623

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、2020農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	4
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	22	22	22

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積 6,520 ha	これまでの集積面積 2,504 ha	集積率 38.40%
課 題	利用集積は進みつつあるが、一方で条件の悪い農用地の遊休地化が進んでいる。また、担い手の高齢化が進んでおり、今後の地域農業を支える新たな担い手等の育成確保及び農地の利用集積の推進が求められる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 2,853 ha	(うち新規集積面積 350 ha)	
	目標設定の考え方:農業基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める目標値による		
活動計画	農業委員によるあっせんや公益社団法人千葉県園芸協会や公益財団法人成田市農業センターが実施する農地中間管理事業への支援を継続し、規模拡大に必要な農地利用集積の促進及びヤミ耕作の解消に努める。		

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	4 経営体	3 経営体	10 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	2.9 ha	1.7 ha	12.4 ha
課 題	新規参入に際しては、農地の確保が大きな課題のひとつであり、今後、利用意向調査等で把握した農地情報について、いかに適切に提供していくかが課題である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	4 経営体	参入目標面積	2.8ha
活動計画	昨年度は、新型コロナの影響で、研修等が思うように実施できなかった。今年度は昨年度以上に研修会等を実施し、知力を身につけ、地元の会議等積極的に参加してもらおう。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 7,118 ha	遊休農地面積(B) 836 ha	割合(B/A×100) 11.74%
課 題	利用状況調査によると、遊休農地の多くに山林化している農地が多くあるため、早急に農地台帳から外すことが必要。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 3.6 ha		
目標設定の考え方：令和2年度の利用状況調査で、草刈等で解消可能な遊休農地が364haあり、そのうちの1%の解消を目指す。				
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		22人	7月～9月	10月
	調査方法	農地利用最適化推進委員が担当地区の全農地について現況確認作業を実施する。特に過去の調査で遊休農地となっていた農地については、重点的に現況確認を実施する。		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	12月	2月		
その他	利用状況調査の結果により新たに発見した遊休農地について、利用意向調査を実施していく。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 6,520 ha	違反転用面積(B) 3.4 ha
課 題	年数を経過した違反転用については、効果的な指導も困難であり、農地への復元も難しい場合が多く、解消には時間を要する。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	農地違反転用防止対策強化特別月間を中心に、以下を実施する。 ①市広報紙への記事掲載による啓発 ②違反転用防止リーフレットの配布 ③違反転用防止パトロールの実施 ④特別月間の期間外に発行される、農業委員会広報紙による啓発
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入